



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 29(2), 207-209
Issue Date	1978-10-31
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/16260">https://hdl.handle.net/2115/16260</a>
Type	other
File Information	29(2)_p207-209.pdf



北海道大学法学部法学会記事

○昭和五三年四月二十八日(金)午後一時半—五時

「民法学における利益考量論について」

報告者 瀬川 信 久氏  
出席者 三四名

本報告は、今日わが国において、民法解釈学の主潮となつてい  
る利益考量論をとりあげた。この報告は、次のような見通しを持  
つ研究の一部をなすものである。利益考量論に対するこれまでの  
検討・批判は、利益考量論の主張を、単一・一様なものと考へて  
きた。このために、議論に多くの混乱をもたらししている。これに  
対し、ここではまず、利益考量論の思想を種々の考への複合とし  
てとらえ、その構成部分に分解する。そしてその構成部分たる種  
々の觀念がいかなる事情・背景に由来するのか、なぜ、またどの  
ようにして、それらが利益考量論という形に結晶したのか、を明  
らかにする。このようにして把握し直した利益考量論を今日の社  
会的歴史的状況の中に位置づけ、それを発展させる方向を具体的  
に探る。

本報告ではさしあたり、利益考量論の主張者である加藤一郎・  
星野英一両氏の、実作を含むいくつかの論稿を素材にした。その

検討から、利益考量論の内容として、(一)「法解釈は実践である」  
という主張、この主張の実行としての徹底した利益状況の分析、  
それによるドイツ的法的概念の無意味さの指摘、(二)価値判断の客  
観性・主観性に対する見解(この点については、利益考量論者の  
中でも見解が分かれる)、(三)価値判断基準として、常識・価値感覚  
あるいは価値のヒエラルヒーを主張すること、(四)法規の拘束力を  
重視しない傾向など、を分析的に指摘した。そしてこれらの觀念  
の背景・由来を、戦前からの我妻法学、戦後の法解釈論争、利益  
考量論をめぐる近時の議論の中に求めた。そしてさしあつたりの結  
論として、利益考量論は、一方で法解釈論争が課した課題を遂行  
しつつ(一)の点)、他方で法解釈論争がはらんでいた問題性を承継  
し、あるいは増幅している、と推論した。その問題性として今回  
は、利益考量論の主張する価値と事実の二元論(前述した(二)の点  
に關する)を取り上げ、具体的に検討してみた。すなわち、實際  
の裁判例には、さらに利益考量論者の判例評釈・論文にも、事実  
認識が価値判断を決定している例が数多くある。また、沢田允茂  
氏などによれば、原理的にも多くの場合、価値判断の対立は事実  
認識の対立に還元でき、かつ、還元しなければならぬ。このよ  
うにして厳格な二元論を採りえないことは、実務上も、判決文の  
書き方、間接事実の扱い方、研修所での要件事実教育のあり方な  
どに、問題を提起するであらう。

続く討論では、価値判断が正しいということの意味、法解釈論  
争の意義、などの問題もとりあげられたが、事実と価値の二元論

の問題が最も活発に議論された。この問題に限って言えば、今後は、どのような場合に価値判断を事実認識に還元できるのか、あるいはできないのか、還元できない場合にはどのようにして価値判断の対立を解消するか、を具体的に考究する必要があるであろう。

○昭和五三年五月二十七日(金)午後一時半—四時半

「エネルギー問題と未来意識」

報告者 中 村 研 一 氏

出席者 三三名

○昭和五三年六月三〇日(金)午後一時半—四時半

「フランスの最近の法(主として公法)学の教育と研究について」

て」

報告者 深 瀬 忠 一 氏

出席者 二八名

昭和五二年一〇月中旬から本年三月中旬にかけフランスに滞在した深瀬氏が、現地できかにふれた(一九六八年「五月危機」後のフランスの大学改革の実績としての)法(公法・政治・行政)学教育と研究の制度と実態及び文献の最近の状況について報告し、質疑応答が行なわれた。報告内容に若干加筆した論稿が、「フランスの最近の公法学教育および研究・文献覚え書き」として本誌(一八七頁)に掲載されているので、参照されたい。

○昭和五三年七月二六日(水)午後一時半—五時

「国際関係と平和研究」

講師 アナトール・ラバポート氏

通 訳 曾 野 和 明 氏

出席者 二七名

平和研究者として世界的に知られわが国にも大きな影響を与えているラバポート教授の講演を聴き、討議の時間をもった。教授は、平和研究の観点から国際関係の近代史および現代の問題点を概観した。ウエストフアリア条約以降は君主制の主権諸国家の共同体という観念が支配的であり、君主体制の維持という共通基盤のもと、職業的軍隊そして戦争の目的・規模ともに限定されていた。フランス革命はそのような戦争体制に大変革をもたらし、人民軍が形成され、兵士は祖国に対する忠誠心によって結束して戦うことになる。今日新興独立国の国造りに際してもみられることであるが、軍隊が国民的同質性形成の主要因になり、国家の主権とは戦争遂行能力だという考え方が強くなる。ナポレオン戦争を経てクラウゼヴィッツの戦争論が、国際政治とは国益のための政治とその延長としての戦争だと説く。第一次大戦後多くの君主制が倒れ、またソビエト社会主義の成功により、階級闘争やイデオロギーの要因が強くなる。ところで今日では、現代戦争について新しい考え方が生れ、それによれば戦争は犯罪であり、戦争手段としての軍隊は犯罪のシンジケートだと考えられる。また、中ソの対立にみられるように、イデオロギーを超えた国際権力政治が行

なわれつつある。現在約一五〇の法律上の主権独立国が存在するが、現実的諸権力関係においては大多数が超大国に追随している。また依然として、国家の安全と権力と軍事力を同一視するクラウゼヴィッツ流の国際政治観が有力であるが、今日の現実には最早対応せず、例えば、超大軍事力をもつソ連やアメリカの方がフィンランド、オーストリアやビルマより安全かという点、逆に安全性が少なくより危険だというパラドックスがある。世界的共同体の組織化、全面的軍縮の方向に向うべきであり、現実を動かしている決定権者が誰かを科学的に認識し、軍事力依存の神話ないし迷信を打破し、啓蒙および教育を進め、文化的社会的結合体としての国民国家が最早軍隊に依存せず警察力だけで充分存続・繁栄しうるという新しい考え方が有力になることが望ましい。その意味で、日本が経済的に成功しつつ軍事的にはネグリジブルながら、平和憲法のもと総合的な外交で安全と平和を維持しているのは、世界平和に貢献する良いエグザンプルである等々。明解な通訳で討論もはずんだ。

なお、七月二四日午後の研究会では、同教授は「平和研究と平和教育」について講演、今日の平和研究に三つの注目すべきアプローチがあること、即ち、システム研究、戦略研究、アクション・レジェは人間に *power* を与えたが、いわゆる科学技術が人間性から背離したのは大きな誤りである。*Science* とは本来人類を *unify* する本質をもつ総合的な人間の知識であり、それは「客観的」た

るべきであるが、現実の重大な破壊的事象に対し科学者が「中立的」ではありえない等、示唆深い懇談が行なわれた。

訂正 前号本学部教官名簿に、小森田 秋夫(助 秋夫(助 社会学)とあるのは、小森田 秋夫(助教 法)と訂正いたしました。